

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (95)

2018年5月15日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から2016年8月に生じた諸問題に移ります。今号はその第一回目です。)

2016年8月に起こった事象を、第一に戦争政策と安倍政権、第二に核兵器と原発、第三に沖縄問題、第四に教育、報道、文化、ヘイト・スピーチの諸問題、以上の項目について述べる。なお、市民・人民の闘いについては、以上の項目の中で、随時述べることとする。

一 戦争政策と安倍政権

(一) 2016年度版「防衛白書」が2016年8月2日の閣議に於いて中谷防衛相によって報告された。その概要は次の通りである(8月3日赤旗)。

①平和安全法制(戦争法)の成立・施行は、抑止力の向上を通じて日本の平和と安全を一層確かなものにしていく上で、歴史的な重要性を持つこと。

②普天間基地の「移設」については、政府としては和解条項に誠実に対応し、沖縄県との協議を進め、辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという取り組みについて、改めて丁寧に説明するなど、沖縄県側の理解を得るために粘り強く取り組むこと。5月に発生した米軍属の死体遺棄事件を受けて日米両政府は、再発防止策を策定すべく、協議を進め、7月に日米共同発表を行ったこと。米軍オスプレイはこれ迄国内で安全に運用されてきていること。

③米国は、中国の台頭をはじめとするパワーバランス(力の均衡)の変化など、安全保障環境の下、米国の世界への関わり方が

大きく変化しつつあること。米国は、短期的にはISILやアルカイダなどでの暴力的過激派組織や、中長期的には既存の国際秩序や米国の利益を脅かすことを試みる国家を安全保障上の脅威と認識し、さらに中国等の能力強化を念頭に軍事的優位を確保するための第三の「オフセット戦略」を推進していること。

④戦後70年余間に築かれた日米同盟は「希望の同盟」の強さを象徴するものであり、また同盟調整メカニズムの設置により、日米両政府は調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになったこと。

⑤北朝鮮による核兵器・弾道ミサイル開発の更なる進展は、日本を含む国際社会の安全にとって重大かつ差し迫った脅威であること。

⑥中国海軍艦艇が日本周辺海域における行動を一方的にエスカレートしており、懸念される状況であること。

⑦テロの脅威は中東・北アフリカにとどまらずグローバルに拡散し、日本自身の問題として正面から捉えなければならない状

況であること。

(二) この防衛白書の意味することは何か。

(1) ①戦争法成立によって日本の「抑止力」が向上したことの意義を強調している。

しかし、ここで用いられている「抑止力」とは「軍事力」の意味であり、軍事力強化によって平和が保たれるとする「逆立ちした見方」が述べられていることが批判されるべきである。

②沖縄の普天間基地の「移設」については、「和解条項」に誠実に対応し沖縄県との協議を進め、政府の考え方を丁寧に説明して沖縄県の理解を得るために粘り強く取り組む、としていることの真意は何か。

まず和解条項とは何か。このことの詳しいことについては拙稿「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」(69号)で紹介してあるが、要約すれば、国と県は「円満解決」に向けた協議を行うことである。

しかし、安倍政権が実際に行っていることは、「移設工事」の強行であり、反対派への刑事弾圧である(このことについては後述する)。従って「丁寧に説明する」「粘り強く取り組む」とは、単なる「美辞麗句」に留まらず、「移設工事」の「強行」を意味するのである。

③米軍オスプレイが安全に運用されているということも、事実と反する(後述する)。新型輸送機オスプレイは度々事故を起こしており、その原因究明もなされていない欠陥機である(8月11日赤旗)。

④アメリカは、中国が軍事的能力を強化しているとみて、新たな戦略(第三のオフセット戦略)を展開する構えである。また日本政府は北朝鮮と中国の軍事力を脅威とみて

いるが、こうした動きに対し、軍事力を以て対抗・敵視するのは謝りである。これら二つの国々は、日本にとってはいわば隣国である。しかも曾て日本の被侵略国である。あく迄平和外交力を以てこれらの国々との間に横たわる懸案を解決すべきであり、武力行使の対象とするのは愚かなことである。このことは、歴史の教訓である。

⑤国際テロに対処するために武力を以て鎮圧することについても誤りである。このことについては本稿で再び触れる機会を作る予定である。

⑥以上をまとめると、2016年版「防衛白書」の問題性が一つの像に結晶してくる。その像とは、防衛白書が、戦争法を正当化するものであり、日米軍事同盟強化と集団的自衛権を容認するものである、ということである。

(2) 以上との関連でオスプレイの佐賀空港への配備問題について触れる。

8月1日、「くらしを守る共同行動佐賀県実行委員会(佐賀県内の民主団体・労組・共産党で構成)は、国会内で政府・各省庁に対し、2017年度予算に関する要請を行った(8月2日赤旗)。

その内容は、佐賀空港への陸上自衛隊のオスプレイ配備計画について県と地元漁協との間に公害防止協定が締結され、「自衛隊との共用はしない」と明記されていることをあげ、「県民はオスプレイ配備に反対している」として撤回を要請した。これに対し防衛省の担当者は、「安全保障上、オスプレイ配備が重要。丁寧に説明し理解を求めていく」と繰り返し答弁した。

これに対し、武藤県議(共産党)は「国は県民の声を聞かず、自治は守られないのか、

犠牲になれというのか」と追及した。

(三) (1) 2016年7月末から同年8月初めにかけて、三沢基地(青森県)配備の米空軍F16戦闘機11機が横田基地に飛来した。その目的は、工事中の三沢基地の代替基地としての使用である。

基地周辺の自治体は、防衛省を通じて横田基地に対し、㊶早期の情報提供、㊷安全対策、㊸騒音など環境への配慮、㊹周辺での訓練飛行を実施しないこと、を申し入れた。

なお、飛来の目的は、7月18日から29日までマレーシア空軍と米空軍の共同演習に参加しており、「目的地に向かう中継のため、横田基地は西太平洋への空輸ハブの役割を担っている」と説明された(防衛省の情報提供によれば)。

(2) しかし、赤旗紙の分析によれば、米空軍は横田基地をインド、アジア太平洋地域に展開する戦闘機部隊の中継拠点として強化を図っているという。この分析が正しいとすれば、横田基地は、米空軍の基地としての性格を色濃く持つことになるわけである(赤旗8月3日)。

(四) (1) 2016年8月3日、第三次安倍内閣が発足し、これに合わせて自民党役員人事も新体制を整えた(8月4日各紙)。

(2) この第三次安倍内閣の人事の特徴は、超タカ派的、極右的布陣だということである。このことは、例えば安倍首相自らが会長を勤める保守系の超党派議員連盟「創成日本」のメンバーが、19人の閣僚中13人に上っていることに端的に示されている。

では「創成日本」とはいかなる団体か。河北新報(8月4日)によれば、2007年に結成された「真・保守政策研究会」が前身であり、日本の歴史や伝統、そして公の秩序を重

視することを活動目的とした組織である。

さらに、赤旗紙(8月5日)によれば、安倍首相を含む20人の閣僚のうち、石井国交相(公明党)を除く全員(19人)が「日本会議国会議員懇談会」「神道政治連盟国会議員懇談会」「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」のいずれかに所属している。つまり、一口にいえば、安倍内閣とは「靖国派」内閣ともいえるべき特異な内閣である(なお、「日本会議」に関しては、拙稿「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」(79)参照)。

(3) とくに今回入閣し防衛相に就任した稲田氏は、これら三つの組織に所属しており、就任後の記者会見で、過去に核兵器保有を検討すべきだと発言していたことを問われ、「将来的に(世界情勢や憲法が)どういった状況になるかということもあろうかと思う」と述べた人物である。この発言は核保有を否定しなかったことを意味する発言である。(なお雑誌「正論」2011年3月号で「長期的には日本独自の核保有を、単なる議論や精神論ではなく国家戦略として検討すべきだ」と述べた。) (赤旗8月5日)。この人物が安倍内閣の性格を最も体現した閣僚であるという意味で取り上げた。

(五) (1) 発足した第三次安倍内閣に対し、中国や韓国は批判的である。

8月3日、中国国営中央テレビは、稲田防衛相を「代表的な右翼政治屋」だと指摘し、「靖国神社をくり返し参拝しているほか、憲法改正や軍拡を主張するなど、安倍首相と同じだ」と紹介した。

(2) また韓国の聯合ニュースは、「中枢閣僚は留任し中長期政権の基盤強化に重点を置いた」と分析し、その上で、稲田防衛相や松野文化相を「歴史修正主義の傾向がある

強硬右翼の人物が抜擢された」と報道した（8月4日河北新報）。

（六）（1）ここで「日本会議」という組織と安倍政権との関係を記せば、次の通りである（なお、「日本会議」のくわしい実態については、前述した。その詳しい資料として上杉聰『日本会議とは何か』合同出版・2016年5月第一刷がある）。

（2）「日本会議」とは、宗教右翼団体の「日本を守る会」と右派文化人とが合流して、1987年に発足した改憲右翼団体である。全国に200を越える支部を持つ組織であり、ホームページ「国を愛する国民運動ネットワーク」を持つ。

この組織と一体的な組織として「日本会議国会議員懇談会」がある。その活動内容は、教育の国家統制を推進する教育改革や夫婦別姓反対運動、そして改憲運動である。

「日本会議」と一体的関係にあるのが、2014年10月に結成された「美しい日本の憲法をつくる国民の会」である。この「国民の会」は、緊急事態条項創設や九条改定や自衛隊明記を主張し、地方議会での「憲法改正早期実現」の意見書提出などの活動を行っている。

そして安倍首相を含む関係20人のうち16人が懇談会の役員や幹部になっており、安倍首相が特別顧問、稲田防衛相が政策審議会副会長を歴任しているという組織である（以上、赤旗8月21日）。

（七）（1）安倍政権の下で武器の輸出が進展している（赤旗8月4・6日）

武器輸出三原則が撤廃されてから二年経ち、今や安倍政権は武器輸出を自由化する「防衛装備移転三原則」を策定し、この新三原則の下で安倍政権も企業も武器輸出を海

外展開し、その活動を活発化させている。

その動きの一環として、世界最大規模の武器見本市「ユーロサトリ」に三菱電機（英企業とミサイルを共同開発）やNEC（国内軍需産業大手）をはじめとする10社が参加し、防衛装備庁も出展した。出展の狙いは、日本の軍需産業の高い技術力を海外に売り込むことにある。

（2）その一方で、安倍政権は、米国製武器を大量購入しており（F35、オスプレイなど）、その額は2015年度には5128億円（それ迄は年間500億円～1000億円）である。この安倍政権の米国武器の大量購入により奪われた国内軍需産業が、その埋め合わせとして武器輸出に活路を見出そうとしているのであり、そのため安倍政権に武器の海外受注の援助を要望しているのである。

（3）このことを示しているのが日本防衛装備工業会の資料である（8月6日赤旗）。

その資料によれば、「（海外製武器の導入増加が国内企業を圧迫しているとし）企業による防衛装備の研究開発への再投資のためにも、毎年一定額を国内企業が受注できるよう配慮していただきたい、…民間企業も最大限努力するも、民間独自での海外移転の調整等には限界があり、官民が連携して装備・技術協力を実現する枠組みを構築するとともに、官によるご指導・ご支援をお願いしたい」と述べ、安倍政権に武器輸出への支援を求めたのである。

（八）（1）安倍政権は、南スーダンのPKO（国連平和維持活動）「駆け付け警護」を行う方針を固めた。

派遣されるのは、青森駐屯地の陸上自衛隊第5普通科連隊を中心とした部隊であり、そのための訓練を実施するという（8月8日

朝日新聞)。

(2) 8月7日、政府関係者が明らかにしたところによれば、安倍政府は、南スーダンのPKOに11月に派兵する陸上自衛隊の部隊に「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の任務を付与することを前提に両任務の訓練を開始すると8月中に発表するという(8月8日赤旗)。

(3) 南スーダンでは、2013年末に大統領派と前大統領派との武力衝突が石油利権をめぐり発生し、2016年7月にも両派の武力衝突が発生し、内戦状態が続く可能性は高いと伝えられる(8月8日赤旗)。

(4) ①8月12日、国連安全保障理事会は、PKOの国連南スーダン派遣団(UNMISS)の任期を12月15日まで延長するとともに、治安の悪化する首都ジュバとその周辺で国連要員や民間人、空港などの施設の防護を担う4000人規模の地域防護部隊の派遣を承認する決議を賛成多数で決めた(この決議は米国が提案、英国・フランス・日本など11ヶ国が賛成。中国・ロシア・エジプト・ベネズエラの4ヶ国が棄権した)。

防護部隊はUNMISSの一部として活動し、UNMISS司令官の司令を受け、任務遂行のため武力行使の権限を与えられる。

そして同決議によれば、「国連要員と施設、設備を暴力から守るため必要なあらゆる手段を講じ、とりわけ、情報を問わず、先を見越した展開と積極的なパトロールを行い、民間人を脅威から防護する」、そして先制攻撃も認める内容である。

②UNMISSには、既に日本の陸上自衛隊も約350人派遣されており、部隊は今後、1万7000人規模となり、また南スーダン政府が防護部隊の活動を妨害した場合、同政

府への武器禁輸も検討しているという(8月14日赤旗)。なお、内戦の当事者の一方であるキール大統領の報道官は、同決議について“受け入れられない”と表明し、同部隊の派遣を促していた東アフリカ諸国で作る「政府間開発機構(IGAD)」も、部隊がUNMISS指揮下に入ることに異議を唱えている。

③もともとPKOに自衛隊が参加する場合には、紛争当事者間の武力紛争の停止・維持の合意があり、かつ、当該活動(PKO活動のこと一筆者注)が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合にのみ、参加が認められるのである(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第3条)。

南スーダンのばあい、果たしてこの条件・原則が満たされているか。安倍政権は、この原則はみたしているとの立場に立っている。

しかし、7月には陸上自衛隊の宿営地に複数の小銃弾痕が見つかっており、南スーダンでの内戦は続いていることから考えると(8月14日朝日新聞)、自衛隊が今回のPKO活動に参加し、しかも武器の行使を認める「駆け付け警護」に当たることは、違憲かつ違法な行為であると考ええる。なお、その後の南スーダンの事態については再び触れることがあるであろう。

(5) ①8月15日付アメリカのワシントンポスト紙は、オバマ政権が検討している核兵器の先制不使用政策について、安倍首相がハリス米太平洋司令官に「北朝鮮に対する抑止力が弱体化し地域紛争のリスクが高まる」として反対の意向を直接伝達したと報道した(8月17日河北新報)。(なお安倍

首相とハリス司令官との面談の日付は、日本外務省の発表によれば7月26日約20分間である。）

②この安倍首相の態度につき、原水禁日本協議会の安井事務局長は次のように語り、安倍首相を批判した。

「核兵器の使用が人道と相容れない破滅的結果を引き起こすことや、それを防ぐ唯一確実な方法が核兵器の完全廃絶であることは、国連軍縮総会をはじめ国際政治で繰り返し確認されており、核兵器の使用が許されないのは当然です。抑止力を理由に、核兵器の使用を正当化する安倍首相の態度は、安全の保障どころか、アジアの緊張をエスカレートさせ、核使用の危険すら増大させるものです。安倍首相は、広島・長崎の平和式典で、“核兵器のない世界に向けて努力を重ねていく”と述べましたが、実際には世界の大勢にも、国民の願いにも逆行しています。こうした被爆国の首相にあるまじき姿勢を改めさせ、核兵器全面禁止の先頭に立たせるためにも、「ヒバクシャ国際署名」がいよいよ重要となっており、署名運動の前進に全力をあげます」と語り、安倍発言を批判したのである（8月17日赤旗）。

(6) ①8月19日河北新報の伝えるところでは、防衛省は2017年度予算の概算要求で、米軍再編関連経費を含め過去最大の5兆1685億円（2016年度当初予算比2.3%増）を計上する方針を打ち出した。

その内訳の主なものを記せば、④北朝鮮の弾道ミサイル発射に備え、日米両国で共同開発を進める新たな「SM3ブロック2A」の配備に向けて取得費用147億円を初めて計上した。これは量産体制を整え、ミサイル迎撃能力を強化するものである。⑤地上の

地对空誘導弾パトリオット（PAC3）の能力向上のための改修費用も初めて盛り込んだ。この費用も対北朝鮮の地对空誘導弾パトリオット（PAC3）の能力向上のためのものであり、計28機を987億円かけて改修するための費用である。さらに迎撃態勢強化をめざし調査研究費として6千万円も計上した。⑥離島防衛では、鹿児島県奄美大島、沖縄県宮古島に置く南西警備隊の配置費用として746億円。新型輸送機オスプレイ4機の取得費用に393億円、最新鋭ステルス戦闘機F35、6機に946億円を計上した（8月19日河北新報）。

②この予算案の特徴は何か。第一に、いずれも中国や北朝鮮からの攻撃を想定していること。第二に、そのため最新鋭の迎撃ミサイルを調達・配備しようとしていること、である。第三に、そのためには金にいとめをかけることである。第四に、このような概算要求は、安倍内閣の軍事力強化政策の一環であり、戦争法の実現・実行の表れであることである。

(7) ①2016年8月24日、稲田防衛相は、記者会見で、前年（2015年）9月に成立した戦争法に基く自衛隊の新任務の訓練に着手すると表明した。その新任務とは、改定PKO法に基づいて、「駆け付け警護」（他国軍隊が襲われた場合、武器を用い加勢・支援すること）や、宿営地の共同防護である。これらの新任務を含む派兵準備訓練を8月25日から順次開始すると発表したのである。

②ではどのような部隊が派遣されるのか。南スーダンPKOへの第11次隊は、陸上自衛隊東北方面隊の傘下にある第九師団を中心に編成される（方針）。そして同師団第5普通科連隊（青森駐屯地）の約40人は5

月にモンゴルであった多国間共同訓練カーン・クレストの場で、新任務に近い訓練を実施・視察しており、同部隊や、海外派兵を専門とする中央即応集団の各部隊が主力となるとみられる。

③また、集団的自衛権の行使などを想定した日米共同訓練も 10 月以降に実施する方向で調整するという。さらに日米両政府は、10～11 月、陸海空の各部隊による共同統合実働演習「キーン・ソード」を実施し、11 月には共同指揮所演習「ヤマサクラ」を行い、今回は他国が攻撃を受けた「存立危機事態」「重要影響事態」などを想定し、集団的自衛権の行使を含む米軍と自衛隊の連繫を確認するという（以上、8 月 25 日赤旗の分析による。なお 8 月 29 日河北新報参照）。

④このような事態の推移をどうみるべき

か。

「戦争法」（その本質は集団的自衛権の容認であり、日米軍事同盟の深化である）がいよいよ実施段階に入ったというのが率直な感想である。同じ感想を、青森県の「戦争はいやだ、憲法まもれ！県民の会」が 8 月 24 日、抗議声明を公表したことにも表れている（8 月 25 日赤旗）。

この「抗議声明」は「戦争法を“発動させないたたかい”が求められている。自衛隊の派遣を許さず、“殺し殺される”事態をくい止めるため、総力を結集してたたかう」とするものである。

以上を以て「戦争政策と安倍政権」の項目を終え、次にこの戦争政策に反対する諸運動を取り上げることにする。